

vol.46-10 (通算 523号)

2017年 1 月号

やどかり

2017年1月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円 (含会費)

「あたらしい憲法のはなし」にふれて ～日本国憲法施行 70 年を迎えて～

新しい年を迎えました。戦後70年、日本国憲法公布70年を経、今年、憲法施行70年になります。憲法は、女性の参政権が認められた、戦後初の衆議院総選挙で選ばれた議員によって審議され、GHQが起草した原案に多くの修正、追加がされて作られました。

「みなさん、あたらしい憲法ができました。そして昭和22年5月3日から私たち日本国民は、この憲法を守ってゆくことになりました」と始まる「あたらしい憲法のはなし」という小冊子は、1947(昭和22)年8月、文部省(当時)から発行され、全国の中学校で1年生が教科書として学びました。「ところでみなさんは、憲法というものはどんなものかごぞんじですか。じぶんの身にかかわりのないことのようにおもっている人はいないでしょうか。もしそうならば、それは大きなまちがいです」と続き、「いちばん大事な考え」として、「民主主義」「国際平和主義」「主権在民主義」の説明がされています。しっかり日本国憲法を学び、守ろう、と呼びかけ、語りかけるように憲法の考えが記されています。

「基本的人権」の章では、人間らしく生きていくためには「自由」と「平等」が必要で、「じぶんのすきな所に住み、じぶんのすきな所に行き、じぶんの思うことをいい、じぶんのすきな教えにしたがってゆけることなどがが必要です」、「この自由はけっして侵すことのできないこと」として、こうした「自由権」の他、「請求権」「参政権」といった大事な権利を与えられたのだから、「じぶんでしっかりとこれを守って、失わないようにしてゆかなければなりません」と訴えています。

憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」、先の大戦を反省し、

「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、「日本国民は国家の名誉にかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること誓う」と結んでいます。「あたらしい憲法のはなし」には、未来を担う子どもたちに、憲法の理想を実現する、新しい日本を作るのだという願いが託されていることが伝わります。憲法には、9条(戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認)、25条(生存権、国の社会保障義務)、11条(基本的人権の享有と性質)、12条(自由・権利の保持責任とその乱用の禁止)、13条(幸福追求権と公共の福祉)、14条(法の下での平等)、16条(請願権)、19条(思想及び良心の自由)、26条(教育を受ける権利)、97条(基本的人権の本質)等々……私たちが安心して人間らしく生きるための、宝のような条文が詰まっています。

しかし、今、昨年成立した安全保障関連法により、「駆けつけ警護」などで武器の使用も認めるようになってしまいました。暮らしに目を向けると、生活保護や年金の引下げが容赦なく暮らしを脅かし、子どもたちが進学を我慢したり、働く人たちも労働が切り売りされて十分な賃金でなかったり、これが、戦後に描かれた未来の姿なのでしょうか。

「あたらしい憲法のはなし」は、日本が1950(昭和25)年から始まった朝鮮戦争の基地にされ、日米安保条約が結ばれる時代の流れの中で、教室から姿を消してしまいました。時の為政者によって、先人が築いた国民の財産を見えなくさせられることも容易なのでしょうか。憲法が空洞化し変えられようとする状況の中、多くの人たちと「大事な考え」を共有し、活動を築く大切な1年にしたいと思います。